

## 群馬県指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 群馬県知事(以下「知事」という。)は、群馬県におけるクマ類の適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策に取り組むため、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱(平成27年4月10日付け環自野発1504103号。以下「交付要綱」という。)に基づいて行う鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業、ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業及びクマ類総合対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村長に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象及び交付率等)

第2 この要綱による交付の対象となる事業及び経費並びに交付率等は別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 申請書の提出期日は、知事が定める日までとする。

(交付条件)

第4 知事が交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付金事業の遂行において暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、市町村長は知事に報告し、警察に通報すること。
- (2) 市町村長は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。
- (3) 市町村長は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、環境省及び県の機関から指名停止等を受けていないことを確認すること。
- (4) 市町村長は、経費の配分又は事業内容の変更について、別表に定める重要な変更該当する変更を行う場合は、別記様式第2号の変更交付申請書を知事に提出すること。
- (5) 市町村長は、規則第9条第2項の規定により、知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況について別記様式第3号により遅延報告書を作成し、速やかに知事に提出すること。
- (6) 規則第10条に基づき知事が求めた場合には、市町村長は、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、知事に提出すること。
- (7) 市町村長は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (8) 市町村長は、取得財産等について、別記様式第5号による取得財産等管理台帳を備え、適正に管理すること。
- (9) 市町村長は、あらかじめ知事の承認を受けることなしに、処分を制限された取得財産等をこの

交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供さないこと。

(10)市町村長は、交付対象事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておくこと。

(11)市町村長は、前号の収支簿その他の証拠書類を交付対象事業の完了の日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。

(12)その他、知事が必要と認める条件

#### (交付決定等の通知)

第5 知事は、第3による交付申請書又は第4の(4)による変更交付申請書の提出があったときは、遅滞なく審査の上、交付決定等を行い、第3の交付申請に対しては別記様式第6号による交付決定通知書を、第4の(4)の変更交付申請に対しては別記様式第7号による変更交付決定通知書を市町村長に送付するものとする。

#### (着手)

第6 事業の着手は、第5の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて交付金事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を、その理由を具体的に明記した別記様式第8号による群馬県指定管理鳥獣対策事業交付金の(変更)交付決定前着手届を作成し、知事に提出するものとする。

#### (軽微な変更)

第7 規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ認める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

#### (概算払請求)

第8 市町村長は、規則第7条第2項の規定により、概算払により交付金等を受けようとする場合は、別記様式第9号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

#### (実績報告)

第9 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第10号のとおりとし、原則として事業完了後20日を経過した日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。ただし、知事が別に指定したときは、指定された日までとする。

#### (交付金の額の確定等)

第10 知事は、第9の報告を受けた場合には、実績報告書の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第11号による交付額確定通知書により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、市町村長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる。

- 4 知事は、前項の返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

- 第 11 知事は、第 10 の 1 の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、第 8 の規定により、市町村長から概算払請求がなされ、必要があると認められる経費については、第 5 の 1 の規定により交付金を交付決定した後に概算払をすることができる。
- 2 市町村長は、前項により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第 12 号により知事に請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第 12 知事は、第 4 の(4)の規定による交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
  - (1) 市町村長が、法令、交付要綱又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受けたにもかかわらず、この指示に従わない場合
  - (2) 市町村長が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村長が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 前号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 12 の 1 (4)に規定する場合を除きその命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 12 の 2 に基づく交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。
- 5 前項の場合において、知事の定める期限内に返還がない場合は、第 10 の 4 の規定を準用する。

(財産の処分制限)

- 第 13 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得対価又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機器、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。
- 3 知事は、市町村長が承認手続を経て取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 4 前項に基づく収入の納付期限は、当該納付通知のなされた日から 20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 3%の割合で計算した延滞金を県が徴するものとする。

(調査報告)

- 第 14 知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、その交付金の経理について調査し、指導し、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月13日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

別 表 (第2関係)

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の計画の変更
鳥獣の保護・ 管理に係る専 門人材育成事 業	1 緊急銃猟対応等実務者の 育成	定額または 3/4 以内	1 交付金の交付決 定を受けたもの の交付額の変更  2 経費の欄に掲げ る1、2、3、4、5 及び6の経費の相互 間におけるそれぞ れの経費の 20%を超 える増減	1 事業の新設、中 止又は廃止  2 対象指定管理 鳥獣の変更  3 実施区域の変 更  4 事業の実施方 針の変更
	2 緊急銃猟対応等実務者の 配置	定額または 3/4 以内		
	3 危険鳥獣出没時の体制構 築	3/4 以内		
ニホンジカ・ イノシシ捕獲 等対策事業	4 イノシシの緊急銃猟及び 緊急銃猟の実施に必要な取組 み	3/4 以内		5 指定管理鳥獣 対策事業の目標 及びその設定の 考え方の変更
クマ類総合対 策事業	5 捕獲等事業 (1)ツキノワグマの捕獲及び捕 獲に必要な取組み (2)ツキノワグマの緊急銃猟に よる捕獲及び緊急銃猟の実施 に必要な取組み	(1)は 3/4 以内 (2)は 5/6 以 内		
	6 出没防止対策事業	5/6 以内		

(注) 交付要綱別表1の区分、経費の欄に、それぞれ対応する。